

改正

平成11年3月19日告示第3号

平成18年9月29日告示第23号

平成19年3月12日告示第11号

平成23年8月17日告示第29号

平成25年3月27日告示第12号

平成25年5月23日告示第28号

平成27年12月28日告示第24号

坂城町在宅障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、在宅障害者等の福祉の増進を図るため、必要な日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「在宅障害者等」とは、町内に住所を有する在宅の者で、次に掲げるものをいう。

(1) 在宅障害者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児（次号に掲げる者を除く。）をいう。

(2) 在宅難病患者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する疾病により、障害者総合支援法第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項の適用を受ける者のうち、次の要件を満たすものをいう。

ア 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具等の給付又は貸与の対象とならない者

(給付の用具等)

第3 在宅障害者等に給付する用具の種類等は、別表のとおりとする。

(給付の申請)

第4 用具の給付を受けようとする在宅障害者は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 用具の給付を受けようとする在宅難病患者は、日常生活用具給付申請書及び診断書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5 町長は、第4の申請があったときは内容を調査し、給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が既に給付を受けている用具が、本人の責任によらない事情により使用が困難になった場合を除き、別表の耐用年数の欄に掲げる年数を経過していないときは、給付を行わないものとする。

(費用の支払)

第6 用具の給付を受けた在宅重度障害者等又はその扶養義務者は、当該用具の給付に要する費用(以下「購入費用」という。)の一部について、次項の規定により算定された額(以下「自己負担額」という。)を業者に直接支払うこととする。ただし、購入費用が別表の用具の種目ごとに定める基準額を超える場合にあっては、当該基準額により算定した自己負担額に、購入費用から当該基準額を控除して得た額を加えて得た額を負担しなければならない。

2 前項の規定により支払うべき自己負担額は、障害者総合支援法に基づく補装具の支給の例による。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日告示第3号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日告示第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、現にこの要綱による改正前の坂城町在宅重度心身障害等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱の規定に基づいて給付又は貸与された用具等については、改正後の坂城

町在宅重度心身障害等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱の規定に基づいて給付又は貸与された用具等とみなす。

附 則（平成19年 3 月12日告示第11号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年 8 月17日告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日告示第12号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 5 月23日告示第28号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第24号）

この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3 関係）

種目	対象者	性能	基準額		耐用年数
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー（テー プレコーダー を含む。）	視覚障害 2 級以上	視覚障害者が容 易に使用し得る もの	録音再生	85,000円	6 年
			再生専用	35,000円	
盲人用時計	視覚障害 2 級以上。な お、音声時計は、手指の 触覚に障害がある等の ため触読式時計の使用 が困難な者を原則とす る。	視覚障害者が容 易に使用し得る もの	触読	10,300円	10年
			音声	13,300円	
点字タイプラ イター	視覚障害 2 級以上（本人 が就労若しくは就学し	視覚障害者が容 易に使用し得る	63,100円		5 年

	ている者又は就労が見もの 込まれる者に限る。)			
電磁調理器	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(知的障害児を含む。)として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、18 歳以上のもの 精神障害者保健福祉手帳保持者で、障害の程度が 2 級以上かつ自立生活に必要と認められる 18 歳以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書	一般図書との差額	—
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を讀みたい(印刷物等)の上に置くこ	198,000 円	8 年

	の	とで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの		
非光学式読書補助具	上肢障害1級以上で、両上肢に著しい障害のあるもの	障害者が容易に使用し得るもの	150,000円	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められるもの)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができるもの)	30,000円	8年
特殊便器	上肢障害2級以上又は同程度の障害を有する難病患者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの	151,200円	8年
特殊マット	下肢若しくは体幹機能	じょくそうの防	19,600円	5年

	障害１級（常時介護を要する者に限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの		
特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害２級以上又は同程度の障害を有する難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	８年
特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	５年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	５年
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声、発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	５年
体位変換器	下肢若しくは体幹機能	介護者が障害者	15,000円	５年

	障害２級以上（着脱衣等に介護を要する者に限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの		
入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの又は同程度の障害を有する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	90,000円	５年
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上であって、原則として３歳以上のものを有する難病患者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	159,000円	４年
訓練椅子	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が２級以上で、原則として３歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100円	５年
訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上又は同程度の障害を有する難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	８年

	患者			
移動・移乗支援 用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のうち、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は同程度の障害を有する難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、段差解消等の用具とする。	60,000円	8年
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害を有する者及び加湿処理により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められるものの又は同程度の障害を	障害者等が容易に使用し得るものの	36,000円	5年

	有する難病患者				
電気式たん吸引機	呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400円		5年
パルスオキシメーター	在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者で、呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の障害を有する者又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等が容易に使用し得るもの	30,000円		5年
火災警報機	障害等級２級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	15,500円		8年
自動消火器	障害等級２級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は同程度の障害を有する難病患者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円		8年
ストマ装具(ストマ用品、洗腸用具)	ストマ造設者	障害者が容易に使用し得るもの	蓄便袋	月額 8,858円	—
			蓄尿袋	月額 11,639円	
			洗腸用具	月額 12,000円	

紙おむつ等（紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者 脳原性運動機能障害者 意思表示困難者 高度の排尿機能障害者	障害者が容易に使用し得るもの	月額 12,000円	—
点字器	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの	10,400円	5 年
情報・通信支援用具	上肢機能障害者 視覚障害者	障害者が容易に使用し得るもの	150,000円	5 年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害 重複各 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの	383,500円	6 年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10 年
聴覚障害者用 情報受信装置 （文字放送デ コーダーを含 む。）	聴覚障害者	本装置によりテ レビの視聴が可 能になるもの	88,900円	6 年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的 障害児（者）・精神障害者	障害者が容易に使用し得るもの	12,160円	3 年
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者が容易に使用し得るもの	70,100円	5 年
歩行補助つえ （1 本つえのみ）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	障害者が容易に使用し得るもの	木材 2,200円 軽金属 3,000円	3 年

収尿器	高度の排尿機能障害者	障害者が容易に使用し得るもの	男性用	7,700円	1年
			女性用	8,500円	
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害児であって3級以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円		—

(注) 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

様式第1号(第4関係)